

岩倉市外国人の生活保護取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「外国人保護に関する通知」という。)に基づき実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置について、関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 外国人保護に関する通知に基づく保護(以下「通知に基づく保護」という。)の対象者は、生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)に示すところによる。

(措置)

第3条 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人に対して通知に基づく保護を行う場合は、生活保護法(昭和25年法律144号。以下「法」という。)に基づく、日本国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて行うものとする。

(申請)

第4条 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人から法に基づく保護の申請の意思があった場合は、通知に基づく保護の取り扱いとなることを説明しなければならない。

2 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人と生計を一にする日本国民が存在し、当該日本国民から法に基づく保護の申請を受理し、同一世帯と認定する場合であっても、当該外国人に対しては、通知に基づく保護を適用することを説明しなければならない。

(決定)

第5条 福祉事務所長は、通知に基づく保護の申請を受理した場合は、在留資格の確認、関係先調査、要否判定等を行い、要保護性が認められる場合は保護の開始決定を、要保護状態にないと認められる等の理由から対象にならない場合は却下決定をするものとする。

(通知)

第6条 福祉事務所長は、通知に基づく保護の開始、却下、廃止等を通知する場合は、保護開始決定通知書等により、外国人保護に関する通知に

基づく生活保護の措置である旨を記載し通知するものとする。

(変更)

第7条 福祉事務所長は、第5条の規定により保護の開始決定を受けた者が通知に基づく保護の変更等をする場合は、保護変更申請をするよう説明するものとする。この場合においては、前2条の手順に準じて実施するものとする。

(不服申立て)

第8条 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人に対して通知に基づく保護を実施する場合は、法に基づき不服申立てをすることができる旨等の教示はしないものとする。ただし、生活に困窮する外国人と世帯を同一にする日本国民が存在し、当該日本国民に対し法に基づく保護を適用する場合には、当該日本国民に対し教示するものとする。

(様式)

第9条 保護開始決定通知書、調査依頼、親族に対する扶養照会等の様式については、生活保護法に関する岩倉市施行規則（平成14年岩倉市規則第20号）に定める様式を使用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、通知に基づく保護の手続を行った者及び通知に基づく保護を受けている者については、この要綱により手続を行った者及び保護を受けている者とみなす。